

住民監査請求に基づく監査結果書

第1 請求のあった日

平成29年9月7日

第2 請求者

住 所 福岡県糸島市二丈武608番地1

氏 名 岸 塚 由 将

第3 請求の要旨

1 請求の趣旨及び措置の請求内容（「福岡県糸島市職員措置請求書」原文のまま。）

（別紙）請求の要旨

最高執行責任者である月形祐二糸島市長が平成29年7月31日にJR九州に対して、浦志自由通路等新設工事に伴う駅舎等整備負担金（前払金）として、一般会計より支払っている。

常々、公の場において新駅駅舎建設については、税金の投入はしないと言明していた。

よってこれは不当な公金の支出に当たると考え、JR九州に支払われた公金（平成29年7月31日に支払った額）の返還を求める。

そもそも、この事案はJR九州に対して、任意団体「筑肥線新駅設置促進期成会」（会長月形祐二氏）が（法人）「前原東土地区画整理組合」の住宅開発地域に隣接する地区に新駅設置請願という民間事業であり請願者（受益者）である同任意団体が駅舎建設費を捻出するのが原理原則で、市が負担するべきは自由通路及び駅前広場を含めた周辺インフラ整備であって、駅舎建設に対して、ふるさと納税及び柱田ため池売却費のみならず、税金の支出等あってはならないと考え、今回の住民監査請求にいたった次第である。

また、事実証明補足説明として、平成29年7月31日日付の支出命令書及び資料を添付いたします。

2 措置請求書に記載された事実を証する書面（原文のまま）

（1）糸島市情報一部公開決定通知書「JR九州からの新駅建設に係る請求書及び糸島市が平成29年7月31日に支払った伝票2部」

（2）「平成24年10月10日開催 JR九州(株)との事務協議 議事録」

（3）「平成29年2月10日開催 JR九州(株)との新駅庁舎、自由通路整備に関する協議 議事録」

（4）「平成28年 第一回糸島市議会定例会 会議録(その3) 平成28年3月8日」

（5）「新駅設置に係る寄付募集の趣旨についての説明書 新駅建設促進会事務局」

（6）「新駅駅舎等整備事業について 駅舎等財源内訳 企画部経営戦略課」

第4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「自治法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、平成29年9月8日、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求の要旨等を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 糸島市長が、平成29年7月31日に、九州旅客鉄道株式会社（以下「JR九州」という。）に対して、浦志自由通路等新設工事に伴う駅舎等整備負担金（前払金）として、一般会計より、公金を支出しているとする事実の確認。
- (2) 常々、公の場において、「新駅駅舎建設に税金の投入はしない」と言明していたとする事実の確認。
- (3) 上記(1)及び(2)の事実から、不当な財務会計上の処理（公金の支出）が行われたと認定できるか否かの確認。

2 請求者の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求者からの新たな証拠書類等の提出及び陳述の申出はなかった。

3 監査の対象部局

- ・企画部 経営戦略課
- ・建設都市部 都市計画課

4 監査の方法

自治法第242条第4項の規定に基づき、平成29年9月27日、監査の対象部局の関係職員から事情聴取を行った。

また、請求者の措置請求書に記載された事項について、監査の対象部局に対し質問書による回答を求め、監査対象事項の確認を行った。

なお、本件請求者以外の2名から、請求趣旨及び措置請求内容並びに事実を証する書面のすべてが同一である請求が、同一日時になされた。

このことから、監査手続きの重複を避けるため、請求者3名の同意のもと、3件の措置請求を併合して監査を実施した。

第6 監査の結果

1 確認した事実

監査の対象事項に関する事実関係等について、監査の対象部局の関係職員から事情聴取を行うとともに、関係書類等の提出を求め、次のとおり確認した。

- (1) 糸島市長が、平成29年7月31日に、JR九州に対して、浦志自由通路等新設工事に伴う駅舎等整備負担金（前払金）として、一般会計より公金を支出して

いるとする事実の確認

- ア JR九州より、平成29年6月21日に「浦志新駅平成29年度実施協定」を根拠とする請求書が提出されていることが認められた。
- イ 当該請求書の請求金額は、180,900,000円であり、うち114,848,000円が「浦志自由通路等新設工事に伴う駅舎等整備負担金」であることが認められた。
- ウ 当該請求書の請求の時期及び金額は、糸島市とJR九州が平成29年5月29日に締結した「基本協定書」及び「平成29年度実施協定書」に定められた事項と一致し、当該協定書を根拠とするものであることが認められた。
- エ 糸島市長は、当該請求書の受領に基づき、平成29年6月21日、当該請求書に添付された納付書により、請求額114,848,000円を支出するよう糸島市会計管理者へ支出命令を行っていることが認められた。
- オ 当該支出命令の内容は、支出予算科目が「一般会計 8款4項6目 新駅駅舎等整備事業 19節 負担金補助及び交付金 駅舎等整備負担金」であり、支出区分等が「前金払」「(1/2回目)分割払」であることが認められた。
- カ 糸島市長より支出命令を受けた会計管理者は、支出に係る審査後、平成29年7月31日に当該負担金の支出を行っていることが認められた。

(2) 常々、公の場において、「新駅駅舎建設に税金の投入はしない」と言明していたとする事実の確認

- ア 平成25年第5回定例会(12月議会)の一般質問に対する答弁として、「請願駅には、今のところ概算で8億円程度かかるという結果、丸い数字ですけど、出ております。それはすべて市以外のいわゆる寄附とかいうことで賄う計画でございます」と、糸島市執行部から発言があったことが認められた。
- イ 平成26年第3回定例会(6月議会)の一般質問に対する答弁として、「この駅舎、ホームの建設費については、市民の税金は使わないということでお答えしてきておりますが、そういうことで進めます。」と、糸島市執行部から発言があったことが認められた。
- ウ 平成28年第1回定例会(3月議会)の一般質問に対する答弁として、「引き続きこの駅舎建設費に市民の税金は使わないという方針を維持してきたものでございます。」と、糸島市執行部から発言があったことが認められた。
- エ なお、上記、糸島市執行部の発言にある「市民の税金」の定義については、糸島市の一般財源である市税であり、国税及び県税は含まないことを監査の対象部局への事情聴取により確認した。

(3) 上記以外の措置請求書に記載された事項の事実確認

- ア 措置請求書の請求の要旨(以下「請求要旨」という。)に記載された「任意団体「筑肥線新駅設置促進期成会」(会長月形祐二氏)」及び「(法人)「前原東土地区画

整理組合」という団体の存在事実については、「筑肥線新駅設置促進期成会」は、平成23年1月17日から平成26年5月21日まで存在しており、平成26年5月21日に団体の名称を「筑肥線新駅建設促進会」へ変更し、現在に至っており、監査実施時点において存在している団体であることが認められた。

「前原東土地区画整理組合」は、監査実施時点において、同団体が存在していることが認められた。

イ 請求要旨に記載された「(法人)「前原東土地区画整理組合」の住宅開発地域に隣接する地区に新駅設置請願があった」とする事実については、請願された新駅は、前原東土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業の区域内及び隣接地であることが認められた。

ウ 請求要旨に記載された「新駅設置請願という民間事業」とする事実については、新駅建設はJR九州が実施主体であり、請願を行った筑肥線新駅設置促進期成会(現在の筑肥線新駅建設促進会)は、新駅設置を促進するために設立された民間の請願団体であることが認められた。

エ 請求要旨に記載された「請願者(受益者)である同任意団体が駅舎建設費を捻出するのが原理原則」とする事実については、請願駅の駅舎建設費用は、実施主体である鉄道事業者が負担するものではないが、請願者のみが負担することが原理原則であるとする根拠はなく、事実は認められなかった。

オ 請求要旨に記載された「市が負担すべきは自由通路及び駅前広場を含めた周辺インフラ整備であって」とする事実については、駅舎建設費用以外の自由通路及び駅前広場を含めた周辺インフラ整備費用は、国からの交付金を除き糸島市が負担することが確認された。

カ 請求要旨に記載された「駅舎建設に対して、ふるさと納税及び柱田ため池売却費のみならず、税金の支出等あってはならない」とする事実については、糸島市がJR九州に対し支出する公金の財源は、国庫支出金、ふるさと応援寄附金等の寄附金及び糸島市が寄附を受けた柱田溜池の売却費であり、請求要旨記載の「ふるさと納税」が「ふるさと応援寄附金」を指すものであれば、上記(2)エで確認した「市民の税金」は支出されていないことが認められた。

なお、平成29年7月31日に前金として分割支出された114,848,000円の財源内訳については、支出時点における明確な財源区分の確認はできないが、当該支出金の根拠(裏付け)である平成29年度一般会計予算において、その財源が、「国庫支出金」「寄附金」「ふるさと応援基金繰入金」として糸島市議会の議決を得ており、平成29年度決算においては、明確な財源区分が行われるものであることが確認された。

さらに、「支出等あってはならない」とする部分について、地方公共団体がJR九州に対して負担金等を支出することの是非について事実確認を行ったところ、

地方公共団体の国等（ＪＲ九州を含む）に対する寄附を原則制限していた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）」附則第５条を廃止する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）」が平成２３年１１月３０日に施行されたことに伴い、地方公共団体から国等に対する寄附金等の支出については、地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることを確認した。

（４）措置請求書に記載された事実を証する書面の原本確認

ア 措置請求書に記載された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）（１）糸島市情報一部公開決定通知書「ＪＲ九州からの新駅建設に係る請求書及び糸島市が平成２９年７月３１日に支払った伝票２部」については、原本が存在し、その写しであることが認められた。

イ （２）「平成２４年１０月１０日開催 ＪＲ九州㈱との事務協議議事録」については、原本が存在し、その写しであることが認められた。

ウ （３）「平成２９年２月１０日開催 ＪＲ九州㈱との新駅駅舎・自由通路整備に関する協議議事録」については、原本が存在し、その写しであることが認められた。

エ （４）「平成２８年 第一回糸島市議会定例会会議録（その３）平成２８年３月８日」については、一般に公開されている当該会議録の写しであることが認められた。

オ （５）「新駅設置にかかる寄附募集の趣旨についての説明書 新駅建設促進会事務局」については、原本が存在し、その写しであることが認められた。

カ （６）「新駅駅舎等整備事業について 駅舎等財源内訳 企画部経営戦略課」については、原本が存在し、その写しであることが認められた。

２ 監査委員の判断

請求人が、不当な財務会計上の処理（公金の支出）として主張される事項に対し、その当否について、監査委員の判断は以下のとおりである。

（１）平成２９年７月３１日に、前金として一般会計から支出されたとする公金は、公の場での発言に反するものであり不当であるとする事項について

ア 上記、確認した事実の（１）ア～カのとおり、糸島市長が、平成２９年７月３１日に、ＪＲ九州に対し、一般会計から前金として分割支出した公金の支出に係る財務会計上の処理については、支出の根拠及び手続に不当性は認められない。

イ 上記、確認した事実の（２）ア～ウのとおり、糸島市議会本会議場において、新駅駅舎建設費の財源として「税金」を投入しない旨の糸島市執行部の発言は認められたものの、同（２）エのとおり、「税金」の定義は、国税及び県税以外の市税（一般財源）であり、同（３）カのとおり、その財源に「税金」は含まれていない

こと及び、同(3)カの中段なお書きのとおり、支出の財源内訳は、監査実施時点の財源区分は確認できず、平成29年度決算において確定するものであり、公の場における糸島市執行部の発言に反するものであるとは認められないため不当とは言えない。

第7 結論

本件請求についての監査結果は、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求で請求人が主張する不当な公金の支出については、上記、第6の2の「監査委員の判断」のとおり、その事実及び根拠に不当性は認められず、請求人の主張には理由がないので、棄却する。